

平成 26 年度から発注者別評価点に「障害者就労施設等からの物品等調達」と「消防団活動への協力」の 2 項目を追加しています。

1. 障害者就労施設等からの物品等調達

(1) 対象者

- ・市内の障害者就労施設等から申請日以前 1 年間に 20 万円以上の物品等を調達した場合

(2) 加算点

- ・登録されている全ての工種に 5 点加算

(3) 申請時期

- ・更新又は新規申請時

(4) 調達物品の具体例

- ・別紙参照

2. 消防団活動への協力

(1) 対象者

- ・従業員が消防団員として 2 人以上入団している事業所で消防団協力事業所として長崎市消防局の認定を受けている場合

(2) 加算点

- ・登録されている全ての工種に 10 点加算

(3) 申請時期

- ・更新又は新規申請時

◎ 問い合わせ先

発注者別評価点の申請等について

契約検査課 電話 829-1160

障害者就労施設及び物品等について

障害福祉課 電話 829-1141

消防団協力事業所としての認定について

消防局予防課 電話 822-0425